

情 1 1 5 号事件

第 1 審査会の結論

「入札経過表」のうち、実施機関が一部不開示とした情報である落札しなかった事業者の名称及び入札金額は、いずれも開示すべきである。

第 2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯と審査対象

1 公文書開示請求

請求人は、令和 6 年 6 月 2 0 日付けで、「サンファレー北館（桑名市桑栄町 1 番 2 外）の売却先が決まるまでの経緯がわかる資料一切」の開示を求める請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、令和 6 年 7 月 3 日付けで、対象文書を「市有財産売却一般競争入札実施要領（募集案内書）」及び「入札経過表」と特定した上、当該文書のうち、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額については、落札しなかった事業者の名称、入札金額を開示することは、当該種類の一般競争入札に応札したこと、事業者独自で評価する不動産の算定金額や落札した事業者との価格差が明らかになってしまうことにより、当該事業者の経営指針の暴露、今後同種同規模不動産への応札額の暴露、企業イメージの低下、財産の状況の開示につながるおそれがあり、桑名市情報公開条例（以下「条例」という）第 7 条第 3 号（法人情報）に該当するため不開示とすることとし、残りの部分について、条例第 1 1 条第 1 項に基づき、部分開示決定を行い、その旨通知した。

3 審査請求

請求人は、令和 6 年 7 月 5 日付けで、不開示とした部分の開示を求め、審査請求を行った。

4 公文書部分開示決定弁明書

実施機関は、令和 6 年 8 月 1 日、公文書部分開示決定弁明書を提出し、当該文書のうち、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額については、条例第 7 条第 3 号（法人情報）に該当するほか、これらの情報が開示されるものであるとすれば、事業者としては、入札すること自体を躊躇するおそれがあることから、同条第 6 号の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため不開示とすることとしたとして、不開示の理由を追加した。

また、弁明書には、国有財産の処分等の結果の公表について（平成 11 年 12 月 21 日 蔵理第 4 8 3 2 号）」では一般競争入札により売却処分した国有財産に関し公表する情報の範囲が示され、公表する情報としては「契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種等」とされており、落札しなかった事業者の名称、金額は公表しないこととされているとも記載された。

5 弁明書に対する請求人の意見

請求人は、令和6年8月29日、弁明書に対する意見書を提出し、本件は既に落札されており、当該法人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当しない、市が所有した物件の売却であり、市民の知る権利に該当する、と意見した。

6 審査会の判断対象

公文書開示請求された「サンファール北館（桑名市桑栄町1番2外）の売却先が決まるまでの経緯がわかる資料一切」のうち、実施機関が対象文書を「市有財産売却一般競争入札実施要領（募集案内書）」及び「入札経過表」と特定したことについて、請求人は異議を述べないので、当審査会としては、「入札経過表」のうち、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額に関する不開示決定の当否について検討する。

第3 審査会の判断

1 国有財産の処分等の結果の公表について

弁明書に記載のとおり、「国有財産の処分等の結果の公表について（平成11年12月21日 蔵理第4832号）」では一般競争入札により売払い処分した国有財産に関し公表する情報として、落札しなかった事業者の名称、金額は公表しないこととしている。

しかし、自ら積極的に公表する情報の中に落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額が含まれていないとしても、情報開示請求に対して不開示とするか否かについては、条例に基づいて個別具体的に判断をする必要がある。そこで、条例第7条第3号（法人情報）及び同条第6号（事務事業情報）該当性を順に検討する。

2 条例第7条第3号（法人情報）該当性

(1) 条例の規定とマニュアルの記載

条例第7条第3号（法人情報）は、法人その他の団体(略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは不開示としている。

そして、市の情報開示事務マニュアル（以下単に「マニュアル」という）には、「正当な利益」の類型について次のような例示をしている。

- ① 生産、技術、販売、営業等の情報であつて、事業活動に対して競争上不利益を及ぼすと認められるもの（製品の製造上のノウハウ等）。
- ② 経営方針、経理、人事等内部情報であつて事業活動が損なわれると認められるもの。
- ③ 名誉、社会的評価、社会活動の自由（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等）が損なわれると認められるもの。

(2) 実施機関の弁明に関する検討

この点実施機関は、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額を開示することは、当該種類の一般競争入札に応札したこと、事業者独自で評価する不動産の算定金額や落札した事業者との価格差が明らかになってしまうことにより、当該事業者の経営指針の暴露、今後同種同規模不動産への応札額の暴露、企業イメージの低下、財産の状況の開示につながるおそれがあることから、落札しなかった事業者の名称、金額が開示されれば、今後、当該事業者の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当すると主張する。

しかし、入札しても落札しなければ「落札しなかった事業者」となることは当然であり、何ら恥ずべきことではなく、応札して落札しなかったことで、当該事業者の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは考え難い。

また、事業者独自で評価する不動産の算定金額や落札した事業者との価格差が明らかになったとしても、当該不動産に対する当該事業者の評価が明らかになるに過ぎず、当該事業者の経営指針の暴露、今後同種同規模不動産への応札額の暴露、財産の状況の開示に至ることはなく、企業イメージの低下も考えにくい。

したがって、落札決定されなかった事業者の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、その他マニュアルに列挙されているような「正当な利益」の類型に匹敵するとも認められない。

よって、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額は、代表取締役の氏名も含めて、条例第7条第3号（法人情報）に該当して不開示とするべき情報とは認められない。

3 条例第7条第6号（事務事業情報）該当性

(1) 条例の規定とマニュアルの記載

条例第7条第6号（事務事業情報）は、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは不開示とするとし、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。

そして、市のマニュアルには、「市の説明責任の観点からは、本来、行政の業務遂行に関わる情報は、情報公開の対象とされなければなりません。しかし、情報の持つ性格によっては、公開することで当該事務・事業の遂行に著しい支障をきたすことも考えられます。第7条第6号では、このような情報を不開示とできる旨を定めています。ただし、「著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされているので、不開示とするためには、「法人情報」に比べ、より明確な理由付けが必要となります。」と記載されている。

(2) 実施機関の弁明に関する検討

実施機関は、入札及び契約に関する事務又は事業は、入札参加者を確保できることで円滑に遂行できるものであり、入札の参加の妨げとなる事由は、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする。

入札が、条例第7条第6号イの「契約に係る事務」に該当することはもちろんであるが、入札して落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額を開示すると、事業者は入札すること自体を躊躇するおそれがあるという主張は極めて抽象的な不安にとどまる。マニュアルで必要とされる「より明確な理由付け」がなされているともいえない。

実施機関においては、入札すれば入札したこと自体が公になることを不安視する問い合わせをこれまで受けた記憶がないとのことであった。そうであれば、落札決定されなかった事業者の名称及び入札金額を開示したからといって、入札及び契約に関する事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

4 小括

以上に述べたとおり、条例第7条第3号（法人情報）及び同条第6号（事務事業情報）のいずれにも該当するとは認められず、落札決定されなかった事業者の名称（代表取締役の氏名含む）及び入札金額は不開示とするべき情報には当たらない。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の意見」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月1日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
8月6日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
8月29日	・審査請求人から意見書受理
9月9日	・審査請求人から審査会欠席書受理
9月24日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
11月1日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	元大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙太郎	弁護士
委 員	井 上 五 郎	税理士